

# マイクロエレクトロニカ製品保証規定

製品開封前、ご使用前に保証規定を必ずご覧ください

## ■保証対象と保証書■

お客様がマイクロエレクトロニカ（以下「当方」といいます）からご購入いただいた全ての製品については本保証規定に基づき保証いたします。お客様との間に別途商品に関する保証の定めの有無を問わず、お客様が本商品をご購入、ご使用される場合には本保証規定の内容をご承諾されているものといたします。  
商品には当方での保証以外にメーカーの保証がある場合があります。かかる場合にはメーカーによる保証が優先して適用され、本保証規定の適用はありません。  
商品のうち、ソフトウェアを除く製品が保証対象となります。製品納品時と一緒にお送りしている納品明細書又は請求書などの購入が証明できる書類が保証の際に必要となります。

## ■保証の内容と要件■

当方で販売する製品は一般的な家庭電化製品と異なり最終完成品としてのご提供ではありません。そのまま使用することができない製品が多く、例えば電源は別途お客様で用意していただく必要があり、インターフェイス回路や制御回路をお客様の回路と接続することではじめ動作する製品がほとんどです。お客様がどのような環境でご利用になったのか、またどのような回路と接続してご使用になったのかなどを当方で把握することは困難です。製品の性質上、製品が正常な使用状況において故障したか否かについては開発環境に依存するため製品保証は原則として初期不良対応のみとさせていただきます。  
そのため製品保証は原則として初期不良対応のみとさせていただきます。初期の電源投入時から継続的に使用した使用上の故障につきましては、製品の性質上当方では保証することができませんのであらかじめご了承ください。  
当方はご購入いただいた製品については当方の販売サイトまたは当社カタログ、当方の公開しているマニュアル等に掲載の仕様や期待される機能を満たすことを保証しますが、当方は製品がお客様の特定のご利用目的を満たすことは保証いたしません。  
当方はご購入いただいた製品が、当方の責により、当該保証を満たさない場合（以下「不具合等」といいます）は、当該不具合に該当し当方が満足すべき理由を詳細に記載した書面による通知が、初期不良保証期間（次項に定義します）内に当方に到達もしくは伝達し、当方の責に帰すべき事由による不具合等であると当方が認めたことを条件として、当方の裁量により無償でその製品の全部または一部の交換を行います。製品の性質上不具合等の修理を行うことが合理的であると当方が判断した場合には修理を行います。もしくはお客様のお申し出があれば不具合品等を回収した上で製品の代金を返金いたします。  
ただし、以下の各号に該当する不具合等または下記に規定する初期不良に該当しない場合、その他当方の販売サイトやカタログ、配布しているマニュアル等で交換または修理を認めない旨を定める場合にはこの保証対応の範囲外とさせていただきます。

## ■初期不良要件の限定■

初期不良とは、当方からお届けした製品について、**製品到着日より14日以内**（※1）にお客様にて、当方やその製品のメーカーが公開している正しい方法にて使用し、動作確認を行っているにも関わらず、当方販売サイトやカタログ、当方やメーカーが配布しているドキュメントに記載された仕様や期待した動作をしない（不具合等）ことをいいます。これは当方からお客さまにお届けした製品を最初に使った時に、不具合等を確認した場合に限定されます。  
お客様が製品を受領した後、受領日より14日（※1）を超えている場合や、初回使用時を超過し継続的に使用されている状況下で発生した不具合等は初期不良要件には該当しません。  
ご購入製品または納入製品につきましては、速やかに受入検査を行っていただけますようお願いいたします。取引条件（支払い方法等を含む）、納入方法、その他お客様が別の方に転売、再販、譲渡した場合などの所有権移転の有無や時期にかかわらず初期不良とする要件は当方から出荷した製品が注文者（本書でのお客さまと同意）が製品を宅配便等で受領した日から計算して14日以内とします。いかなる事由があってもこの要件は全ての注文に適用され例外は認めないものとします。またお客様の注文方法がどんな方法であってもこの要件は適用され例外は認めないものとします。

※1：1回注文で当方から納品した数量が1製品当たり100台以上の場合には製品到着日より30日以内に期間を延長いたします。

## ■責任の限定■（責任制限条項）

- 当方は製品の不具合等が当方の責に帰すべき事由によるものである場合に、本保証規定上定める製品保証または当方が本製品の製造物責任法に定める製造業者である製品の場合に同法に基づき負うべき義務以外、その製品の初期不良を含め不具合等に関連して生じる一切の損害（間接的損害か直接的損害かを問わず、また通常損害か特別損害かを問わず）、損失および費用（以下「損害等」といいます）についていかなる責任も負わないものとします。なお、製品の不具合等に関連して生じる損害とはその製品を使用してお客様が製作・製造した製品の不具合、およびその製品またはその製品を使用して製作・製造した製品等の回収による損害、お客様の設備や、お客様が製作、製造した製品を別の顧客に納品した場合のその顧客先での一切の損害を含みます。
- 当方の責に帰すべき事由による製品の不具合等によってお客様に生じた損害等については、お客様がご購入し当該損害等を生じさせた製品の代金を上限とさせていただきます。
- 当方が製造物責任法に定める製造業者等でない場合（当方が別の製造業者等から仕入れた製品等）、お客様は同法に基づく責任を製造元に対して直接問うものとし、当方にはその責任を問わないものとします。
- 以下の事由に起因または関連して生じる損害等についてはお客様は当方に対していかなる補償や賠償請求権も有しないものとします。
  - 保証規定や当方販売サイト、配布しているドキュメント、製造元による保証書または本保証規定等に記載する使用上の注意事項もしくは禁止事項に反してお客様が製品を使用した場合
  - お客様の故意または過失によって生じた製品の不具合等による場合
  - 不可抗力によって生じた製品の不具合等による場合
  - 製品に関して生じた、第三者の有する特許権・実用新案権・意匠権・商標権等の知的財産権の侵害による場合
  - お客様が本商品を第三者に転売し、転売後に発見または発生した不具合等に関連して発生した場合
- 当方の責任範囲はその不具合等の製品の修理又は交換、場合によっては返金に限ります。

## ■初期不良についての対応■

上記の記載内容に照らし、お客様が初期不良と判断された場合には製品到着日より**14日以内**（※1）に下記のいずれかの方法で当方にご連絡ください。書面での記録が必要なため電話ではなくメールまたはFAXによる受付とさせていただきます。お客様が製品を受領された日から計算して**14日**（※1）を超えている場合には**初期不良対応は致しかねます**。

- ・メールアドレス： support@microelectronica.jp
- ・FAX： 03-3700-3535

